



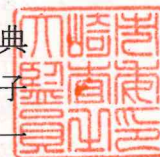
大崎市監査委員告示第11号

監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項並びに第4項の規定に基づき、大崎市監査基準により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

令和6年8月26日

大崎市監査委員 門 脇 喜 典
大崎市監査委員 伊 藤 玲 子
大崎市監査委員 伊 勢 健 一



記

第1 監査等の種類

定期監査及び定期監査に合わせて行う行政監査

第2 監査の対象部署

(1) 教育委員会

教育部

教育総務課（岩出山給食センター含む）、学校教育課、生涯学習課（市民会館等含む）、文化財課、地域交流センター、松山公民館、三本木公民館、鹿島台公民館、岩出山公民館、鳴子公民館、沼部公民館、図書館

（それぞれ所管する生涯学習施設等を含む）

教育機関

鹿島台中学校

(2) 水道事業及び下水道事業

上下水道部

経営管理課、上水道施設課、下水道施設課

(3) 病院事業局

経営管理部

総務課，人事厚生課，経営企画課，医事課，各分院等管理課
患者サポートセンター（地域医療連携室）
アカデミックセンター（臨床教育学術管理室）
臨床支援センター（臨床支援室）
TQMセンターTQM推進部（TQM推進室）

第3 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行（定期監査）
- (2) 経営に係る事業の管理（定期監査）
- (3) 行政に関する事務の執行（行政監査）

第4 監査の主な実施内容

令和5年度の財務及び経営管理並びに一般事務に関する書類及び諸帳簿を対象に，必要に応じて担当者の説明を聴取する等により，大崎市における事務事業の執行全般が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより，経済性，効率性，有効性，公平性の観点にも留意して試査による監査を実施した。

第5 監査の実施期間

令和6年4月9日（火）から同年6月6日（木）まで
期日等の詳細については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」のとおり

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理，並びに一般事務の執行状況については，おおむね適正に事務処理されていると認められた。

なお，このほか事務処理上留意すべき軽微な事項については，各所属長等に別途通知し補完等を求めたほか，一部改善または検討を要望した主な事項については，別紙「定期監査報告書（監査対象部局ごと）」にその概要を記述したので，それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書
(教育委員会)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等	摘要
令和6年 4月9日(火)	1日	教育部 鳴子公民館	書類監査
4月11日(木)	1日	教育部 沼部公民館	書類監査
4月12日(金)	1日	教育部 岩出山公民館	書類監査
4月16日(火)	1日	教育部 鹿島台公民館	書類監査
4月17日(水)	1日	教育部 松山公民館	書類監査
4月18日(木)	1日	教育部 三本木公民館	書類監査
4月23日(火)	1日	教育部 地域交流センター	書類監査
5月8日(水)	1日	教育部 文化財課	書類監査
5月9日(木)	午前	教育部 図書館	書類監査
5月9日(木)	午後	教育機関 鹿島台中学校	書類監査
5月10日(金)	1日	教育部 学校教育課	書類監査
5月14日(火) 5月15日(水)	2日	教育部 教育総務課 (岩出山給食センター含む)	書類監査
5月16日(木) 5月17日(金)	2日	教育部 生涯学習課 (市民会館等含む)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められたが、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めている。また、一部改善又は検討を要望した事項について以下に記述するので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

なお、個別事項は全て監査実施時点のものであるため、各所属長通知後、対応・改善等が行われたものについても記述している。

【個別事項】

(1) 鳴子公民館

ア 事業費を参加者から実費負担として徴収し実施した公民館事業において、事業費に係る不足額を職員が私費で充当していた。

市や教育委員会が行う事業において、職員個人が私費で事業費を負担することは適当ではないので、徴収した参加費等に不足が生じた場合、また逆に剰余が出た場合に、どのように取り扱うのが適正なのか検討し、教育部内で統一した取扱の上、事務処理することとして、前年度においても定期監査報告書に記述したところであるので、十分な事務改善に取り組むこと。

イ 行政財産の目的外使用許可において、土地の使用料算定は、行政財産使用許可処理基準の規定に基づき土地の評価額を0.7で割戻すべきところ、割戻しせずに算定していた。

適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

(2) 松山公民館

行政財産の目的外使用許可において、土地の使用料算定は、行政財産使用許可処理基準の規定に基づき土地の評価額を0.7で割戻すべきところ、割戻しせずに0.7を乗じて算定していた。

適正な事務処理に改めるとともに、使用料において、過不足額が生じる場合は、精算処理を行い、適切に処理すること。

(3) 地域交流センター

県から占用許可を受け、住民の健康増進やコミュニティの融和に資することを目的に、行政区に管理委託していた河川について、行政区から高齢化や後継者不足により管理受託の中止の申し出があったことから、これまで河川を利用していた少年野球チームに管理委託の相手方を変更していた。

管理委託の相手方や目的が変更となっていることから、占用許可の必要性や管理委託の方法について再検討し、適切に処理すること。

(4) 生涯学習課

各種社会教育関係施設の総括課として、次の事項の調整を図ること。

各地域の社会教育関係施設については、各条例において利用許可申請書の様式が定められているが、教育機関の長に対する事務委任規程第1条第1号及び第2号の規定に基づき、その許可申請先及び許可決定者は当該教育機関の長とされている。基幹公民館の申請書等は、おおむね公民館長名により作成されていたが、その他の施設では統一されていない。施設の長の発令がない場合は教育長名とすべきか、所在地域の公民館長名で施行すべきか、諸規定に照らし根拠と実務が符合するよう整理を要する。

定期監査報告書
(水道事業)
(下水道事業)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 5月29日(水) 30日(木)	2日	上下水道部	経営管理課 上水道施設課 下水道施設課	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。

定期監査報告書 (病院事業局)

1 監査の実施期間等

監査日程		監査対象課等		摘要
令和6年 6月4日(火) 5日(水) 6日(木)	3日	病院事業局	経営管理部 (総務課, 人事厚生課, 経営企画課, 医事課, 各分院等管理課) 患者サポートセンター (地域医療連携室) アカデミックセンター (臨床教育学術管理室) 臨床支援センター (臨床支援室) TQMセンターTQM推進部 (TQM推進室)	書類監査

2 監査の結果

一般事務及び財務に関する事務の執行並びに事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、別途各所属長等に通知し補完等を求めたので、それぞれ適切に事務改善を図られたい。